関係各位

横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課長 佐藤 友也

障害者移動支援(ガイドヘルプ)事業、ガイドボランティア事業の 改正に係る周知について(依頼)

日ごろから、横浜市障害者福祉施策について御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、障害者移動支援(ガイドヘルプ)事業及びガイドボランティア事業について、平成25年度から制度改正を予定しています。

つきましては、制度改正の御案内をお送りいたしますので、障害者御本人、御家族、 支援者にお渡しいただく等、周知に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度改正案内については、横浜市ホームページにも掲載しています。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/ikenboshu.html 必要に応じて、ホームページ URL を御案内いただく、ホームページから出力してお渡しいただく等の御協力をお願いいたします。

1 送付物

- (1) 横浜市移動支援(ガイドヘルプ)事業の制度改正について
- (2) 横浜市ガイドボランティア事業 案内チラシ

横浜市健康福祉局 障害福祉課 移動支援係

担当 渡辺、坂下、城内

TEL 045-671-2401

FAX 045-671-3566

平成 25 年度予算案における横浜市移動支援(ガイドヘルプ)事業について

この制度変更の内容は、横浜市会での平成 25 年度予算の議決を経て確定します。

平成25年度(平成25年4月~)から、移動支援(ガイドヘルプ)事業が変わります。 これは、これまで取り組んできた移動支援サービス(ガイドヘルプ)や福祉特別乗車券(福祉パス)など、外出支援制度の見直しの一環として行うものです。

- ・福祉特別乗車券アンケート(H22.3~H22.5)
- ・移動支援サービス(ガイドヘルプ) 利用者向け・事業者向けアンケート(H23.12~H24.1)
- ・障害者の外出支援制度見直し案に関する市民意見募集(H24.6~H24.8) ・・・等



平成 25 年度からの移動支援サービス

移動支援サービスは、「移動介護」と「通学通所支援」の2種類のサービス体系となります。 両方を利用することも可能です(原則として、両方を合わせて月に30時間)。

【移動介護】※新要件

<対象者>

- <mark>・1~2級の身体障害児・者(**3肢以上の機能障害**があり、外出時に主に車椅子を使用する方)</mark>
- •知的障害児•者
- •精神障害児•者

<対象範囲>

•必要不可欠な外出

(日用品の買物、散歩、理美容、銀行等)

社会参加のための外出(余暇活動等)

対象者の要件を一部緩和します。 (これまでは、両手・両足の障害がある方)

【通学通所支援】※新設 <

これまで対象外だった通学・通所についても、 支援を受けられるようになります。

<対象者> 下記いずれかを満たしていて、他の送迎手段や付添いが得られない方

- ・1~2級の身体障害児・者(3肢以上の機能障害があり、外出時に主に車椅子を使用する方)
- •知的障害児•者
- •精神障害児•者
- ・1~2級の視覚障害児・者

<対象範囲>

- 特別支援学校や養護学校への通学(普通校は対象となりません)
- •日中活動系サービス事業所や作業所等への通所



|平成24年度までの移動支援サービス(変更前)

平成24年度末(平成25年3月)までは、「移動介護」「日常必要外出」2種類のサービスが あり、それぞれ対象者や対象範囲が異なっていました。

また、通学や通所の付添いは対象外としてきました。

【移動介護】

<対象者>

・1~2級の身体障害児・者

(※脳性まひ又は両手・両足の機能障害のある方)

- ・1~2級の視覚障害児・者
- •知的障害児•者
- •精神障害児•者

<対象範囲>

・必要不可欠な外出

(日用品の買物、散歩、理美容、銀行等)

・社会参加のための外出(余暇活動等)

【日常必要外出】

<対象者>

1~3級の身体障害児・者

片手と両足に障害があっても

<対象範囲>

- •必要不可欠な外出
- (日用品の買物、健康上必要な散歩、 理美容のみ)

平成 25 年度からの移動支援サービス(変更後)

通学・通所の支援を新たに対象とするなどの制度拡大、日常必要外出の終了と移動介護へ の一部移行、月の利用基準時間の見直しなどを実施します。

【移動介護】 ※新要件

<対象者>

- ・1~2級の身体障害児・者(3肢以上の機能障害が あり、外出時に主に車椅子を使用する方)
- •知的障害児•者
- •精神障害児•者

<対象範囲>

「移動介護」の新要件に該当する 場合のみ「移動介護」に移行

通学や通所の付添いは

してもらえない・・・

・必要不可欠な外出

(日用品の買物、散歩、理美容、銀行等)

社会参加のための外出(余暇活動等)

| 日常必要外出】

く<u>対象者</u>>

1~3級の身体障害児・者

終了

<対象範囲>

- ・必要不可欠な外出
- (日用品の買物、健康上必要な散歩、

単美容のみ)

【通学通所支援】 ※新設

<対象者> 他の送迎手段や付添いが得られない場合 🌾

「通学通所支援」の要件に該当する方は、

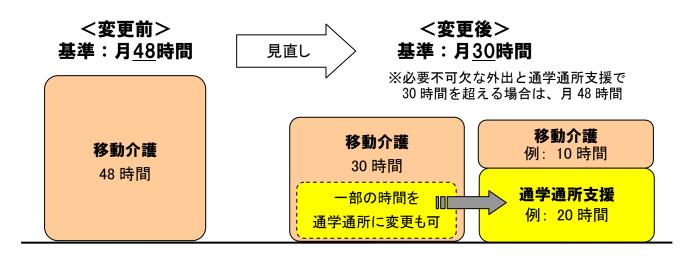
新たに「通学通所支援」を利用可能

- ・1~2級の身体障害児・者(3肢以上の機能障害があり、外出時に主に車椅子を使用する方)
- ·知的障害児·者 ·精神障害児·者 ·1~2級の視覚障害児·者

<対象範囲>

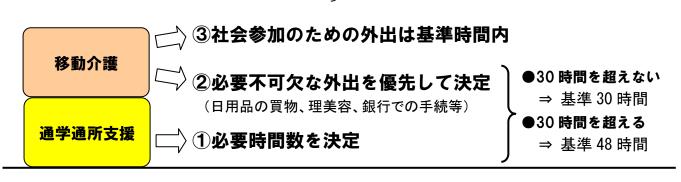
- 特別支援学校や養護学校への通学(普通校は対象となりません)
- ・日中活動系サービス事業所や作業所等への通所

●基準時間の考え方:原則「移動介護」「通学通所支援」合計で月 30 時間 新しいサービス(通学通所支援)の創設に合わせて、月の利用基準時間を見直します。



- ※「移動介護」「通学通所支援」両方を利用したい場合には:
 - 「移動介護」のうちの<u>必要不可欠な外出</u> (日用品の買物、理美容、銀行等)
 - •「通学通所支援」

について、月にどれぐらいの支援が必要か、 区担当職員が聞き取りを行います。



⇒ 必要不可欠な外出と通学通所を合計して、30時間を超えない場合は、「移動介護」「通学 通所支援」を合計して、月30時間が基準となります。

30 時間を超える場合は「移動介護」「通学通所支援」合計 48 時間が基準となります。

例: 「移動介護」の必要不可欠な外出が<u>4</u>時間、「通学通所支援」<u>20</u>時間だった場合 ⇒<u>「移動介護」10 時間</u>+<u>「通学通所支援」20 時間</u>で決定となります。 ※「移動介護」の残りの6時間は余暇目的での外出などに利用可能

現在、月に 48 時間以上の支給決定を受けている方は、現在の支給決定期間終了に伴う更新の際に、上記の観点で支給時間を決定させていただきます。

「日常必要外出」終了に伴う経過措置

「日常必要外出」は平成 24 年度末で終了となりますが、経過措置期間を設けます。 障害福祉サービス受給者証に記載されている支給決定期間が、

- (1) 平成 25 年 8 月 31 日までの間に終了となる方 ⇒ 平成 25 年 9 月 30 日まで利用可能
- (2) 平成 25 年 9 月 30 日~平成 26 年 3 月 31 日までで終了となる方 ⇒ 更新はできません

【各区お問合せ先】※市外局番は「045」です

区	担当	電話	FAX	区	担当	電話	FAX
鶴見	障害者	510-1847	510-1897	港北	障害者	540-2237	540-2396
	障害児	510-1839	510-1887		障害児	540-2320	540-2426
神奈川	障害児·者	411-7114	324-3702	63	障害者	930-2433	930-2435
西	障害児·者	320-8417	290-3422	緑	障害児	930-2432	
中	障害児·者	224-8165	224-8159	青葉	障害者	978-2453	978-2427
南	障害者	743-8225	714-7989		障害児	978-2457	
	障害児	743-8276		都筑	障害児·者	948-2316	948-2490
港南	障害者	847-8459	845-9809	戸塚	障害者	866-8463	881-1755
	障害児	847-8457			障害児	866-8467	866-8473
保土ケ谷	障害児·者	334-6383	331-6550	栄	障害児∙者	894-8068	893-3083
旭	障害者	954-6128	955-2675	泉	障害者	800-2485	800-2513
	障害児	954-6173	951-4683		障害児	800-2413	
磯子	障害児·者	750-2416	750-2540	瀬谷	障害者	367-5715	364-2346
金沢	障害者	788-7849	786-8872		障害児	367-5703	
	障害児	788-7772	788-7794	健康福祉局障害福祉課		671-2401	671-3566

各サービスの対象要件を 御確認ください↓

区福祉保健センターでのお手続に必要なもの

- ・現在お持ちの「障害福祉サービス受給者証」
- 障害者手帳
- 印鑑
- 通学や通所の際に付き添って欲しい(他の送迎手段や付添いが得られない場合)



【移動支援(通学通所支援)】

<対象者>・1~2級の身体障害児・者

(3肢以上の機能障害があり、外出時に主に車椅子を使用する方)

- •知的障害児•者 •精神障害児•者
- ・1~2級の視覚障害児・者
- 日用品の買物や遊びに出かける際に付き添って欲しい
- ① 視覚障害の方



【同行援護】

<対象者> 視覚障害により、移動に支援を必要とする方

② 肢体不自由や知的障害・精神障害の方



【移動支援(移動介護)】

<対象者>・1~2級の身体障害児・者

(3肢以上の機能障害があり、外出時に主に車椅子を使用する方)

•知的障害児•者

•精神障害児•者

※各サービスの利用には、事業所も当該サービスの実施を横浜市に届け出ていることが必要です。 横浜市に届出をしているかどうか、各事業所に御確認ください。

横浜市ガイドボランティア事業

平成 25 年度(平成 25 年4月~)からの事業内容について ※この制度変更の内容は、横浜市会での平成 25 年度予算の議決を経て確定します。

「横浜市ガイドボランティア事業」とは・・・

障害のある方の外出付添いボランティアに対し、奨励金が 支払われます。※対象要件を満たす場合に限ります



ボランティア



①ボランティア登録②活動報告(月ごと)

⑤奨励金支払

対象者登録



ボランティア 団体 ③活動報告· 補助金請求

④審査・支払



横浜市

【対象要件】 ※平成 25 年度から変更となる部分には二重線がひいてあります

◇支援対象となる障害者◇

- 1~6級の視覚障害児・者、肢体不自由障害児・者
- 知的障害児・者
- 精神障害児・者

3級以下の視覚障害、肢体 不自由の方が新たに対象と なります。 共通:横浜市在住

障害者手帳を所持する方

余暇活動の付添いが新たに 対象となります。

◇外出の種類◇

- 一般:《通院、役所での手続き、冠婚葬祭など》
- 余暇:《スポーツ・文化活動(映画館や美術館)・ショッピングなど》※飲酒やギャンブルを除く
- 通所:《作業所等への通所》
- 通学:《特別支援学校等への通学》※保護者が付き添えない場合に限る ※通学先は市立・県立・私立を問いません。また、個別支援学級や普通学級も対象です。
- 集団見守り:《特別支援学校(養護学校)の登下校経路での見守り》

(A)

特定の方ではなく、特別支援学校(養護学校)の生徒全体に対する通学の見守りが新たに対象となります。

例えばこんな場合は・・・

いつも近所の方が通院に付き添ってくれているけれど、心苦しいな・・・

障害者ご本人と近所の方、一緒にガイドボランティア団体に登録してください。ボランティアとして登録した方がガイドボランティア団体に活動報告(原則、毎月)を行うと、登録した口座に奨励金が支払われます。



外出のお手伝いをしてみたい!という方へ

◇ボランティアをするには何か資格が必要ですか?

- ① 18歳以上の方(横浜市民でなくても可)
- ② 障害者福祉に理解及び熱意がある方
- ③ 法令等を遵守し、適正な活動・報告ができる方

この3つを満たす方ならどなたでも可能です。

支援対象者が決まっていなくても OK!!

◇交通費は出るのでしょうか?

ボランティアの自宅から対象者の自宅までの間に交通費が発生する場合は、奨励金は1 = 1,000 円となります (交通費が発生しない場合は1 = 500 円)。

なお、活動中(対象者の方と一緒に移動している間)の交通費は対象者負担です。

◇車で送迎する場合は対象になりますか?

原則は徒歩や公共交通機関での付添いです。どうしても車で送迎する場合は、搭乗者保険の加入 有無など、対象者とボランティア間でよく確認・相談のうえで行ってください(奨励金は500円)。 ※ボランティア又は対象者の自家用車使用に限ります(有償での運送にあたる場合は対象外)。

◇毎朝短時間、といった定期的な活動ならできるのですが・・・

特定の方への付添いのほかに、養護学校・特別支援学校に通う障害児の登下校の安全を見守る《集団見守り》という定期的な活動もあります。

詳しくは 横浜移動サービス協議会 (TEL:045-212-2863) へ。



◇活動の限度回数はありますか?

ガイドボランティア活動として報告できるのは、1日に3回分までです。



- ☆障害者の外出のお手伝いをしてみたい方
- ☆外出の付添いをしてくれるボランティアを探している方
- ⇒ ガイドボランティア事務取扱団体にご相談ください

ガイドボランティア	事務取扱団 体	対象地域	電話番号	FAX 番号	
横浜市身体障害者 団体連合会	身体障害者の 当事者団体	市全域	045-475-2060	045-475-2064	
横浜移動サービス 協議会	移動支援を 実施する NPO 団体	市全域	045-212-2863	045-212-2864	
鶴の仲間		鶴見区中心	045-582-7611	045-582-7611	
移動サービス アクセス		青葉区中心	045-972-0747	045-972-0810	